**平成２９年（フ）第２４２号**
神戸市中央区割塚通６丁目２番６－601号、従前の住所神戸市垂水区乙木３丁目１番18号メゾンアンソレイエⅡ－202号
債務者　小西　大輔
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２６５号**
神戸市中央区神若通１－１－５エスポワール春日野道Ⅱ302号室、住民票上の住所山梨県甲府市湯村３丁目20番４号
債務者　中山　和彦
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２７５号**
神戸市垂水区桃山台２丁目1664番地の10桃山台ハイツ408号
債務者　村田　浩子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２８２号**
神戸市兵庫区湊町１丁目２番地の10　グランド大栄510号
債務者　島田　隆善
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第５５号**
沖縄県那覇市泊２丁目17番地８　センチュリー泊206
債務者　山本奈津子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第６４号**
沖縄県那覇市首里汀良町１丁目29番地　与儀アパートＢ－３
債務者　宮城かよ子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第７８号**
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山675番地18　サンライズテラス205
債務者　新崎　綾乃（旧姓山城）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第２１号**
福岡県宮若市鶴田1891番地93　市営鍋田団地301号
債務者　弓削田　海（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２９年（フ）第１４２号**
神奈川県厚木市山際924番地１　サンレジデンス205
債務者　前田　　安（旧姓平塚）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第６号**
奈良県五條市二見６丁目２番22号
債務者　江原　　剛
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
奈良地方裁判所五條支部

## 破産手続廃止

**平成２９年（フ）第２１号**
千葉市若葉区加曽利町958番地95
破産者　細川　直哉
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第３８号**
千葉県船橋市東船橋４丁目35番３号　イーストワンビル301号
破産者　菅原　勇人
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第２０６号**
沖縄県島尻郡座間味村字座間味166番地の１
破産者　株式会社二一・ざまみ
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２８年（フ）第１０３９号**
千葉市花見川区検見川町３丁目337番地４
破産者　草刈　　康
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第４０号**
千葉県市原市姉崎93番地18
破産者　菊地　　淳
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第４１号**
千葉県市原市姉崎93番地18
破産者　菊地　明美
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第６０号**
山形県酒田市船場町２丁目４番12号
破産者　酒田新日株式会社
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

**平成２８年（フ）第１５７４号**
さいたま市北区吉野町２丁目215番地32
破産者　有限会社紘和電技
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係